

第14回まちづくり推進会議を開催します

町民の皆さんがまちづくりに参画しやすい環境づくりの一環として実施しています「まちづくり推進会議」を開催します。町民の皆さんも自由に傍聴できますので、ぜひご参加ください。

- とき 6月24日(金) 18時30分
- ところ 総合福祉センターうらら多目的研修室
- 主な内容(予定)
 1. 第6次訓子府町総合計画基本構想について
 2. スポーツセンター建設について



■問合せ 企画財政課企画係 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

国民健康保険税改正のお知らせ

地方税法施行令などの改正に伴い国民健康保険税の賦課限度額および軽減範囲を、次のとおり改正しました。

○賦課限度額の改正

基礎分、後期高齢者支援金分の賦課限度額の上限を引き上げました。なお、介護納付金分の賦課限度額は据え置きです。

区分	平成27年度まで	平成28年度から
基礎分保険税 対象：75歳未満の方全員	520,000円	540,000円
後期高齢者支援金分保険税 対象：75歳未満の方全員	170,000円	190,000円
介護納付金分保険税 対象：40歳以上65歳未満の方全員	160,000円	160,000円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・世帯割の5割・2割軽減を拡充しました。

平成27年度まで		平成28年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	所得額合計が33万円以下	7割軽減	所得額合計が33万円以下(改正なし)
5割軽減	所得額合計が33万円+26万円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)	5割軽減	所得額合計が33万円+26万5,000円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得額合計が33万円+47万円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)	2割軽減	所得額合計が33万円+48万円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯とは…後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではありません)

■国民健康保険税の減免について

災害などにより生活が著しく困難になった方、その他特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場1階 窓口1番)

医療機関での子宮がん・乳がん検診

今年度も、医療機関での子宮がん検診(頸部がん検診・体部がん検診)・乳がん検診を実施します。

受診を希望される方は、自己負担金をご持参の上、福祉保健課で受診票を受け取ってください。その際にお知らせする医療機関に直接、お申し込みください。

○問合せ 福祉保健課健康増進係

	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度20歳以上となる女性	1,500円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、不正出血など症状のある方など	1,000円 (病院で支払い)
乳がん検診	マンモグラフィ検診(二方向)	今年度40～49歳となる女性	3,000円
	マンモグラフィ検診(一方向)	今年度50歳以上となる女性	2,500円

※昨年度、乳がん検診(視触診・マンモグラフィ併用検診)を受診された方は対象外となります。
※平成28年度から、国の乳がん検診の指針の改正により、マンモグラフィ検診のみとなりました。ただし、一部の医療機関では視触診を実施する場合があります。

児童手当現況届のお願い

現在、中学校3年生までの児童を養育されている方は、6月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかどうかの確認と、所得制限に該当する世帯かどうかについての確認を行い、所得制限の対象となる世帯については年齢区分に関係なく中学生までの児童一人につき一律5,000円の支給額となります。(前年6月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は、通常の児童手当の支給額となります)

なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢区分	支給額(月額)
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円(一律)
所得制限以上の世帯	5,000円(一律)

- 届出期間 6月1日(木)から30日(木)まで
- 対象者
 - 現在、中学校3年生までの児童を養育されている方
 - 持参する物
 - 印鑑・対象児童と父母の健康被保険証(コピー可)

※受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合は、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります。平成28年1月2日以降に他市町村から転入された方は、前住所地の所得証明書が必要となります。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

■問合せ 福祉保健課 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)